

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和 6 年度第 1 回 芦屋市子ども・子育て会議
日 時	令和 6 年 8 月 1 日 (木) 午前 1 0 時～正午
場 所	芦屋市役所分庁舎 2 階大会議室
出 席 者	会 長 寺見 陽子 委 員 池永 直子、泉 恵美子、宮脇 百美、巽 愛子、 西川 華奈子、友廣 剛、山川 範、中田 伊都子、 加藤 純子、浜木 望、大塚 洋平 山本 卓見、茶嶋 奈美 欠席委員 西村 真実、武田 淳、武田 義勇貴、ウイルソン 恵
事 務 局	こども政策課 課長 三崎 英誉 課長補佐 筒井 大介 政策係長 中川 弘之 政策係主任 森本 明日翔
関 係 課	ほいく課 課長 平野 雅之 こども家庭室主幹 (幼保連携担当課長) 長岡 良徳 こども家庭室主幹 (保育向上担当課長) 篠原 あや こども家庭・保健センター長 廣瀬 香 こども家庭室主幹 (健康増進・母子保健担当課長) 辻 彩 青少年育成課長 富田 泰起 青少年愛護センター長 上原 正也 ほいく課 施設整備係長 前川 陽之 ほいく課 施設整備係主事 鷺見 保乃香
会議の公開	■ 公開
傍 聴 者 数	0 人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 委嘱状の交付
- (3) 会議運営上の説明

<内容>

- (1) 子ども・子育て支援事業計画令和 5 年度実績報告について【協議】
- (2) 第 3 期計画の原案について【協議】

2 提出資料

- 資料 1－1 第 4 章 子ども・子育て支援施策の実施報告まとめ
- 資料 1－2 第 4 章 子ども・子育て支援施策の実績 (担当課報告分)
- 資料 1－3 第 4 章 重点事業の実績と評価
- 資料 1－4 第 5 章 教育・保育の評価基準と実績評価
- 資料 1－5 第 5 章 地域子ども・子育て支援事業の実績と評価
- 資料 2－1 第 3 期計画 (第 1 章)
- 資料 2－2 第 3 期計画 (第 2 章)
- 資料 2－3 第 3 期計画 (第 3 章)
- 資料 2－4 第 3 期計画 (第 4 章)

3 審議内容

<開会>

(1) 開会の挨拶

【事務局挨拶】

(2) 委嘱状の交付

事務局三崎： まず初めに、新たな委員の委嘱及び任命についてですが、本来であれば市長が委嘱状をお渡しするところではありますが、机上に置かせていただいての交付とさせていただきますのでご了承願います。委嘱期間は前委員の残任期間である令和 7 年 4 月 30 日までです。どうぞよろしくお願いいたします。また、昨年度まで保護者団体の分野で芦屋市保育推進保護者会協議会より委員の推薦をいただき、委嘱していましたが、令和 6 年 3 月末をもって解散となったため、委員数が 19 名から 18 名に変更になっております。

次に、ご出席の皆様にも所属とお名前を頂戴したいと思います。お渡ししております委員名簿をご覧ください。では、寺見会長から名簿順で自己紹介をお願いします。

【委員自己紹介】

それから、本日ご欠席されております委員の方につきまして、事務局からご紹介させていただきます。武庫川女子大学准教授の西村副会長、芦屋みどり幼稚園の武田委員、芦屋市商工会の武田委員です。

(3) 会議運営上の説明

事務局中川： はじめに、会議運営上の説明をさせていただきます。まず、本会議ですが、芦屋市情報公開条例第 19 条により、公開が原則となっております。また、議事録を公開し、本会議における発言の内容や委員名も公開することが原則となっております。つきましては、議事録を正確に作成するために、レコーダーにて音声を録音させていただきます。続きまして、本日は委員 18 名の内、14 名に出席いただいております。過半数以上の出席がありますので、この会議は成立していることをご報告させていただきます。

寺見会長： まず、本会議を公開とする件ですが、原則どおり公開でよろしいでしょうか。

【全員同意】

寺見会長： では、本会議は原則どおり公開とし、それで進めさせていただきます。本日、傍聴希望者はおられますか。

事務局中川： おられません。

寺見会長： 傍聴者はいないので、事務局から本日の資料の確認をお願いします。

【資料確認】

<内容>

(1) 子ども・子育て支援事業計画令和5年度実績報告について【協議】

寺見会長： では、次第の内容1『子ども・子育て支援事業計画令和5年度実績報告』について事務局から説明をお願いします。

事務局中川： 資料1-1は、計画の基本目標に対する施策方向に沿って実施している事業内容を総括したものになります。そして、資料1-2は、第4章子ども・子育て支援施策の推進方策に記載している各関連事業の令和5年度実績になります。本日は限られた時間ですので、資料1-1、1-2についての説明は割愛させていただきます。続いて資料1-3「第4章 重点事業の実績と評価」についてご説明させていただきます。関連事業の中から6事業を重点事業として定めています。評価基準は、記載のとおりです。各項目の報告に入る前に、表に記載されている指標及び令和6年度目標ですが、こちらは、令和2年度の会議において決めさせていただいているものとなります。また、目標設定においては、事業の性質上、目標を数値で設定することが難しい事業が多いことと、各事業内容の質を高めることに重点を置くという考え方により、ほとんどの事業が数値目標ではなく内容の充実を目標に掲げております。

それでは、各項目の説明に入らせていただきます。

1 ページ目をご覧ください。基本目標1-1、事業No. 9「子育て支援センター・子育て世代包括支援センター」について、指標は「子ども家庭総合支援室、子育てセンター、ファミリー・サポート・センター及び子育て世代包括支援センターにおける他機関との連携を強化」で、令和5年度は、相談・支援体制を強化し対応の充実を図るため、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する総合的な支援拠点として「こども家庭・保健センター」を令和5年4月設置したことから進捗評価、質の向上共にA評価です。

続いて、基本目標2-1、事業No. 5「幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上」について、指標は「研修会への参加人数」で、令和6年度目標として、それぞれ「年間450人」を設定しています。市立・私立認定こども園・保育所・ほいく課実施分と市立幼稚園実施分の2つに分けて記載しておりますが、指標は共通です。令和5年度は、こども園・保育所・ほいく課では、研修の参加人数が450人以上であったため、進捗評価はAとなっています。

質の向上につきましても、幅広い内容で企画、開催し、参加人数を増加させたことで、質の向上につながったことからA評価となっています。

2 ページ目をご覧ください。基本目標2-1、事業No. 6「教育・保育施設への巡回訪問及び保育の質の評価」について、令和5年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を講じながら、25施設を延べ56回訪問しました。当初予定回数が56回で 訪問率100%であったことから、進捗評価、質の向上共にA評価です。

続いて、基本目標3-1、事業No. 1「地域における子育て支援活動」について、3つの指標があります。まず、「子どもの育成にも効果的な活動を行う市民活動団

体への支援及びあしや市民活動センターにおける事業の実施」で、あしや市民活動センターでは、表に記載の様々な事業を展開し、子どもの支援活動団体には活動の場、子どもには市民活動を楽しく体験する場、そして各々をつなぐ場を提供しました。評価としては、イベントの参加者が増えていることに加え、学生が事業運営側に参加するなど、学生との協働を進めることができたことから進捗評価、質の向上共にA評価です。

3 ページ目をご覧ください。次に、指標の2つ目「幼稚園、保育所、認定こども園での子育て世帯への施設開放の実施」で、令和5年度は、認定こども園や保育所では、10月23日より園庭開放を再開し55回園庭開放を実施しました。園庭開放を再開し、実施できたことから進捗評価、質の向上共にA評価です。

4 ページ目をご覧ください。最後に、基本目標3－4事業No.2「インクルーシブ教育・保育」について、指標は共に「対象児童の個別支援計画の作成と内容の充実」で、令和5年度は、ほいく課では、年2回、各施設が対象児童の個別支援計画シートを作成し、評価、助言を行いました。新たに研修会を開催し、個別支援計画の様式を分かりやすいものに見直すことができたことから進捗評価、質の向上共にA評価です。

事務局からの説明については以上です。

寺見会長： ありがとうございます。先ほどの事務局からの説明について何かご意見やご質問などはありませんか。

山川委員： 1 ページの基本目標2－1 No.5で、保育所はA評価A評価、幼稚園はB評価B評価となっています。3 ページでもそうです。幼稚園は、参加人数がどうしても増えない状況が続いているということで、進捗状況がB評価なのはわかりますが、オール芦屋で、質の向上に取り組まれているので、幼稚園の質の向上がB評価なのかというところは気になります。数で上昇していなくても、中身として上昇しているのであれば、保育所と同等の評価をしてもいいと思います。評価基準の統一が図られた上でのこの評価なのでしょうか。

事務局中川： 令和元年度と比較して、令和6年度に充実させるということですので、今後、所管課と共通認識をしっかりとって、少しでも充実しているのであればA評価というようにしていきたいと考えています。

寺見会長： 今日評価を変えるということですか。

事務局中川： 令和6年度が最終年になりますので、いただいた意見をもとに協議していきたいと思っています。

山川委員： 単体の事業評価をする場合はそこまで細かくはいらないと思いますが、今期の計画を取りまとめて、今まで5年間取り組んできた総括をした上で新しい計画を作っていくというプロセスを考えたときに、基準をある程度統一した形での評価が必要だと思います。

資料2－1の6 ページで、一定これでいいとは思いますが、令和5年度で評価が変わっている部分や、8 ページで令和5年度が2段書きになって分かれている部分があります。例えば、幼稚園に課題があるから、新しい計画では何か取り組みを考

えないといけないのかといった考え方をした上で、質の向上はしているということなのか、調整はもう少し慎重に評価していただいた方がいいと思います。実際こうであれば仕方ありませんが、保育所も幼稚園も同じように努力されていると思いますので、評価の違いが気になりました。

事務局三崎： ご指摘いただいた部分については、第3期計画以降に反映させていただきます。

茶嶋委員： 評価の仕方の説明が不足していたかもしれませんが、それぞれの所管に照会をかけて返ってきたものを調整しています。保育所と幼稚園を比べるというのではなく、自分たちが令和元年から見てどうだったかという基準です。例えば、保育所はそのころに比べて今頑張っているからA、幼稚園は、継続で頑張っているからBというように、幼稚園と保育所を比べるということではないというところはお知りおきいただきたいです。今後、今の意見を踏まえて、評価を修正することは可能なのでしょうか。

寺見会長： 自己評価ですので、外部の基準では変更しようがないのでしょうか。

事務局三崎： 4年間毎年評価している経過がありますので、今回だけ改めて調整するというのは、即答はできません。

寺見会長： 次回の会議にご説明いただくよう、お願いいたします。

池永委員： 私は一時期行政サイドにいまして、これを作っている時に、幼稚園側と保育所側のすり合わせはちょっと難しいと思いました。今更ではありますが、芦屋市の教育の考え方だと就学前施設を分ける必要があるのか、分ける必要はなかったのかもしれないと思いました。市民の方から見れば、関係ないのではないかと思います。

寺見会長： 法的に色々と変わった移行期なので、それも含めて今後の課題だと思います。

茶嶋委員： 芦屋市の場合は、幼稚園と保育所の所管が別なので、やっていることも多少違いますし、併せて評価するのは難しいと思います。これは仕方ないと私は思っています。

寺見会長： 令和2、3、4年は一緒に評価しているのですか。

事務局中川： 一緒に評価しているのではなく、同じ結果なので一つの枠にまとめていて、別れたところは別々に記載しています。評価は別々に行っています。

寺見会長： この表記が少しわかりにくく感じました。

山川委員がおっしゃったのは、次の計画の立案に影響するので配慮した方がいいというご意見でしたので、今後の課題として考える必要があると思います。

寺見会長： では、続きを事務局から説明してください。

関係課前川： 私より資料1－4「第5章 教育・保育の評価基準と実績評価」について説明い

たします。

では1ページ目から説明させていただきます。教育保育の評価基準のところになります。第2期計画の第5章、項番4、各年度における教育保育の量の見込み並びに実施しようとする教育保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期の評価について、次の通りとすると書いています。

①から③、こちらは従前から記載内容変更はございません。今回は③の評価方法のみ、確認させていただきます。ABC評価のそれぞれについては表の通りと書いてあります。提供量の実績値と、提供量の確保計画上の数値、またはニーズ量の見込みの3つの数値を比較しまして、両方ともが実績値を上回っている場合はA評価で、いずれかが達成されている場合はB評価で、どちらも達成していない場合はC評価というふうにつけております。

次のページをご覧くださいませうでしょうか。こちら令和5年度の実績報告の内容になります。ご覧いただいています2ページ目の資料の上の表が、市の全域、下の表が山手圏域です。その次、3ページ目の上の表が精道圏域、下の表が潮見圏域になっております。評価方法は各圏域共通ですので、市全域についてまとめて説明させていただきます。資料は2ページを開いたままをお願いいたします。市全域の評価というところで、今回の評価は市全域の表の一番下段になっております。1号の3歳は、B評価、1号の4歳以上がA評価、その右に行きまして、2号がB評価。3号が0歳と1・2歳で区分が分かれておりますが、いずれもB評価となっております。1～3号の各認定区分につきまして、表の真ん中③と書いている、提供量（実績値）と、表の上から2列目、提供量（計画上の数値）と書いております②の行の比較と、先ほどの提供量（実績値）③と、表の一番上ニーズ量の見込み、①の比較により評価をしております。例えば、1号3歳で見た場合、実績値③の275人と、②の225人を差し引きしたときに、50人③の方が上回っています。ただ、その下の表の実績と、ニーズの比較ですが、③の275から①の278を引いたときに、マイナス3人となっております。実績が計画値を上回っていますが、逆に実績値がニーズを下回っているために、B評価というふうにつけております。以降、他の認定区分の評価についても同様です。実績値③につきまして、令和5年度に、はなえみ保育園はもともと認可保育所でしたが、幼保連携型認定こども園に移行したことで、1号3歳の提供量の実績は、前年と比較した場合、5名増えております。また、前年度比較マイナスとなっているところ、まず3号のところになりますが、3号については、特にコロナ禍以降0歳児の利用率の低下、預け控えが顕著であり、それに伴って、小規模保育事業所で、定員の見直しが各圏域で発生いたしました。そのため、3号の定員というところは減少している現状です。その中で、評価を行っております。資料1－4の説明については以上です。

事務局中川： 続きまして、私から資料1－5「地域子ども・子育て支援事業の実績と評価」についてご説明します。国が全国共通で目標を設定して取り組むよう指定している、地域子ども・子育て支援事業について、資料1－5に記載のとおり市としての評価をしています。評価基準については、記載のとおりです。資料中の文言の説明ですが、資料1－5の表中に「令和5年度目標」と書いている欄があります。これは、計画書において定めている各事業の「提供量」に該当し、計画を策定した際に定めた目標値となります。右横の列の「実際のニーズ量」の値は、主に事業の利用希望者数を指し、サービスを利用した方やサービスを利用できずに待機となった方がいた場合等の総数を記載する欄になります。さらに右横の列に「実績」、「令和5年度

実績・取組内容」、「進捗評価」、「課題と対応策」と続きます。こちらにつきましては、主な事業をいくつか抜粋してご報告します。

まず、資料1 ページ目の事業No.2「放課後児童健全育成事業」です。こちらは、指標が低学年と高学年に分かれております。まず低学年の利用人数ですが、令和5年度目標658人に対し、実際のニーズ量、実績は661人でした。高学年の利用人数ですが、令和5年度目標174人に対し、実際のニーズ量、実績は150人でした。令和5年度の実績・取組内容として、8校のうち4校を継続して民間事業者へ委託しました。岩園小学校に1学級増設し、精道小学校敷地にプレハブ施設を増築することを決定したことで、受入児童数の増加を図りました。低学年A評価、高学年B評価としています。

続いて、資料2 ページ目の事業No.4「地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）」です。令和5年度の目標4か所に対して、実績に記載のとおり6か所で実施していること、そして利用希望者すべて受け入れることができたため、A評価としています。

最後に、資料5 ページのNo.10「乳児家庭全戸訪問事業」です。令和5年度目標（推計値）378件に対して、471件訪問しました。訪問率は、95.9%です。進捗評価はA評価となっています。資料1－4、1－5について、事務局からの説明は以上です。

寺見会長： ありがとうございます。先ほどの事務局からの説明について何かご意見やご質問などはありませんか。

大塚委員： 資料1－5の1ページの、時間外保育事業で、523人確保目標で、実際の利用者は519人に対してB評価をつけられていますが、私の感覚的には523人分の受け皿を用意して、519人受け入れたのなら、もう目標達成していると思うのですが、全体的にそう思うところがありますが、いかがでしょうか。

事務局中川： 評価の基準ですが、A評価になるには、令和5年度の目標523人に対して、実績が523人を上回らなければなりません。この事業に関しましては、実際のニーズ量519人に対して実績が519人と達成しているため、上の評価基準に照らし合わせてBとなっております。どちらも達成しなければAにはならないという基準となっております。

大塚委員： もちろん場合分けの意味は分かっているのですが、Aの方が好ましい評価なのではないかと感じました。時間外保育の利用者を増やしていきたいという市の施策になっているのかという疑問にも繋がりますが、おそらくそうではないですね。一義的に評価を当てはめていったときに、分かりにくいのは仕方ないと思うのですが、パッと見たときにBは良くないと思ってしまいます。しかしよく見ると、ニーズに対して100%需要を満たしています。今後どういう評価をすべきかを検討していただきたいと思います。

事務局中川： 同じ基準に当てはめて評価することに課題があると考えています。次期計画でそれぞれの事業ごとにどのように評価するのかは今検討しております。

加藤委員： 一生懸命やっても預けなかったのは、保育所の責任ではありません。努力したのに対する評価であって、単純に数値だけで評価するのはどうかと思います。

一般の考えとずれてきていると感じます。

寺見会長： 何が根拠なのかが重要で、加藤委員がおっしゃったのは質の部分だと思います。項目によれば、利用がない方がいいものもあります。それなのに数値が上がるとA評価というのもややこしいです。私も個人的にはニーズを満たしていればいいと思うのですが、指標を満たすことが果たしていいのかどうか。個人によって価値観も異なりますし、統一を図るのは難しいと思います。

友廣委員： 子ども・子育て会議が作られたときに、アンケートを取って待機児童を出さないように保育の施設を準備するといった目標を立てました。それを市が守ったかどうかの評価と、実際にニーズを満たしているかの評価、別の評価が混ざっているので、別々にした方がいいと思います。本来は、市が計画の目標を守ったかどうかの場だと思います。

寺見会長： 実際のニーズ量の提示は必要ないというご意見ですか。

友廣委員： 分かりにくいので、別々に評価した方がいいということです。一緒に評価するからすっきりしないのだと思います。

事務局中川： 目標は、ニーズ量調査をもとに出した数値ですので、実績と乖離がある場合があります。見込みを基準とするのか、実際のニーズ量を受け入れたから良しとするのか、どちらを基準にするのがその事業に対していいのか、ということになるかと思っています。次期計画でも評価を行いますので、検討いたします。

寺見会長： 目標と実際のニーズ量を二重構造の評価表を作るという形にすると、大塚委員のご意見に対応できると思います。しかし二重の評価をするという複雑なことをする必要のあるのかという問題もあります。評価の限界があります。皆さんのご意見はすべて一理あると思います。芦屋市としてどうされるか、今後の検討事項としていて、実動しますか。

茶嶋委員： 大塚委員のご意見は非常によくわかります。具体例で出された時間外保育のところで、目標があっても、利用するかどうかは保護者の状態によりますが、最初の計画策定で目標設定してどう取り組んでいくかも計画の大事なところでして、色々な側面から評価しなければいけません。項目やニーズ量の設定など、国から示されていますので、どうしても現実と無理が出てくることもあると思います。基準に従うと数値的にはBとなります。5年間同じ評価をしないと、この年はこうと評価のやり方を変えてしまうと、実際5年を通してどうだったかという結論が出せないと思います。今回は今年度までのやり方を踏襲して、次回の計画で評価の基準を含めてどのように対応するかを課題としたいと思います。

寺見会長： 皆さんのご意見をまとめると、このままの評価でいいと思います。結果的に、見た人が、Bだけどニーズを満たしているから頑張っているととらえるのか、指標を満たしていないですねととらえるのか、今の評価は指標に対して評価している結果になっていると思います。今回のご意見を勘案して、次期の評価基準のあり方を見直して明確化していただきたいと思います。

加藤委員： 2つのことを1つに表しているからややこしいのだと思います。パッと見たときにわからない評価になってしまいます。行政がちゃんとやっているということと、市民側にもちゃんと応えているということがわかれば、一番いい評価になると思います。可視化して理解できないような評価の書き方は非常に迷惑だと思います。

寺見会長： 評価基準をどうしているか明確化してほしいと思います。

事務局三崎： 複眼的な評価を落とし込もうとしたがゆえに、見ていただく方にはわかりづらくなるということになっていますので、次回の計画の際に見ていただきやすくなるように、検討いたします。

寺見会長： 課題と対応策のところに、実際のニーズ量は満たしているけれども、計画の目標値を満たしていないからB評価とすると、一言追加されるといいと思います。

<内容>

(2) 第3期計画の原案について【協議】

寺見会長： では、続いて、次第の内容2「第3期計画の原案について」事務局から説明をお願いします。

事務局中川： 資料2-1、第1章の2ページ目をご覧ください。(3) 芦屋市の動向・取組みについて、今回の計画の策定にあたり、大きな変更がございます。これまで、子ども・子育て世帯に関する計画として、子ども・子育て支援事業計画と子ども・若者計画を策定していました。どちらも今年度が次期計画の策定となりますが、2つの計画を一体化させた計画にするというものです。名称は、「第3期こども若者未来応援プランあしや」です。名称の後が(第2期子ども・若者計画)となっておりますが、子ども・子育て支援事業計画と同様に第3期になりますので、訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

(2)-1の計画の位置づけの一番下に記載のとおり、芦屋市こども計画としても位置付けいたします。理由としては、昨年4月に施行されたこども基本法、同年12月に策定されたこども大綱がありますが、こども大綱は、これまで別々に作成、推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」の3つの子どもに関する大綱を1つにするためです。近隣自治体においても、ほとんどの自治体がこども計画の策定を予定しております。

本計画の関連計画の中に、芦屋市教育振興計画がありますが、令和7年度までの計画となります。令和8年度以降は、総合計画との統合を予定しております。4ページ目をご覧ください。第2期計画の評価(4年総括)ですが、今回も(1)重点事業、(2)教育・保育、(3)地域子ども・子育て支援事業(13事業)について評価します。現計画の7ページから16ページにあたる部分です。

第1章の6ページ目をご覧ください。重点事業について、「充実」を目標としている事業については、評価の記載の仕方に変更はございませんが、数値目標を設定している幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上については、第2期計画の7ページ目の下の表にあるように、A、B、C評価をしています、それぞれの

年度の数値が分からないため、今回は実績値を人数で記載するかたちに変更しました。資料6 ページ目の一番上の実績値になります。450人を、令和2年は361人、令和3年は348人という数値を入れています。

教育・保育については、第2期計画の10ページおよび11ページのように、A、B、C評価をして、検証、分析をするかたちから、ニーズ量、実績、提供体制を数値で記載し、実績に対してどのくらい提供体制が整っているのかわかるようなかたちに変更しました。第3期計画原案の第1章の12ページで、上からニーズ量の見込み、実績、提供体制の人数を入れるかたちにして、下のほうで、4年間の総括、検証、分析をお示ししています。

地域子ども・子育て支援事業（13事業）については、第2期計画の12ページから16ページにかけて、目標値、推計値、各年度をA、B、C評価、検証・分析を行っていますが、原案の16ページのように4年間のニーズ量、実績、提供体制を数値で記載し、こちらも実績に対してどのくらい提供体制が整っているのかわかるように変更しました。第2期計画では、第1期の評価は、目標値、例えば、時間外保育は、平成27年642に対し、評価はBとなっています。今回の第1章の12ページでは、4年間のニーズ量、実績、提供体制を数値で記載した上で、4年間の総括、分析、検証を行うかたちに変更しています。例えば、16ページの放課後児童健全育成事業であれば、4年間、見込んでいたニーズ量よりも実績（利用）人数が多かったのですが、提供体制は、利用者全員を受け入れることができたともみることができます。

3番目の子育て短期支援事業については、現計画の114ページをご覧ください。実績はニーズ量に対するものなので、利用日数で表しており、提供体制は確保方針にあたるものなので、箇所数で表しています。令和5年度であれば23日のニーズ量の見込みに対して、54日の利用がありました。提供体制を12か所にするとところを、14か所にすることができたとみることができます。114ページの表は、国の量の見込みの方針で示されているものになります。第1章については以上です。

第2章については、資料2-2をご覧ください。現計画の18ページから46ページにあたる部分です。今回は、子ども・子育て支援事業計画部分の記載のみとなっていますが、次回の子ども・子育て会議には、若者を取り巻く状況に関する統計データをお示しさせていただきます。第2章については以上です。

第3章については、資料2-3 施策体系案をご覧ください。左側から、①それぞれの第2期計画の基本理念、基本目標、施策の方向性を記載しております。

見直しの視点として、②こども大綱で示されている施策の内容を記載しています。最後に、③今回、一体化した計画の施策体系案を記載しています。今回の施策の基本理念は、こども大綱がめざす「こどもまんなか社会の実現」「社会全体でこどもを育てる」という観点から、「みんなで育てる芦屋っ子」に変更はございませんが、両計画の一体化などを踏まえ、「あすを担うすべてのこども・若者が夢や希望をもってしあわせに生活するためのやさしいまちづくり」「人とつながり、自分らしさを見つけて、自立に向かう」というように変更したいと考えています。

基本目標ですが、施策は、こども大綱に掲げられている、こども施策に関する3つの重要事項を踏まえ、1「ライフステージを通じた支援」、2「ライフステージ別（誕生前から幼児期まで、学童期・思春期、青年期・ポスト青年期）の支援」、3「子育て当事者への支援」に対し、それぞれの基本目標を設定します。

目標の内容は、記載どおりです。また、こども大綱は青年期までしかありませんが、本市の子ども・若者計画では、ポスト青年期を対象としていることから、一体

化する計画の対象はポスト青年期までとします。

項目の横に記載してある(子1-①)は、左側の子ども・子育て支援事業計画の基本目標1、施策の方向の①に対応し、(若1-(2))は、左側の子ども・若者計画の基本目標2施策の方向(2)に対応するものになります。「情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供」に対応するものです。施策体系の説明は以上です。

第4章については、資料2-4をご覧ください。はじめに、子ども・若者計画にあたる部分については、現在、教育委員会と調整中のため、現状と課題、施策の方向の詳細は、次回の子ども・子育て会議にてお示しさせていただきます。

1ページ目をご覧ください。基本目標1-(1)は、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するもので、新規項目になります。こども施策の基本方針でも示されている「こども・若者を権利の主体として認識していく」、「こども・若者の視点を尊重し、意見を聴き、対話しながら進めていく」ということを踏まえ、施策の方向性は、記載通りにしています。

2つ目の@「こどもや若者が意見表明しやすい環境づくり」を行うということで、8月9日に「こども・若者ワークショップ」を開催します。市内在住、在学の中学生から大学生までを対象に、「自分自身が幸せな生活を送るために芦屋市にどうなってもらいたい」、「自分たちがやってみたいこと」をテーマに意見交換をしていただきます。出されたご意見は、計画書のこちらの項目に掲載する予定です。

5ページ目をご覧ください。基本目標1-(5)は、障がいのあるこどもや医療的ケアが必要なこどもへの支援について記載しています。施策の方向性は、「障がいのあるこども・若者や医療の専門的な支援が必要なこども、若者が、適切な支援を早い段階から受けられるようにし、安心して地域生活を送ることができるようにします」としています。黒丸印は、こども若者計画でも同様の施策の方向性を掲げていますので、検討した上で、こちらに記載予定であるということを示しています。

6ページ目をご覧ください。基本目標1-(6)は、児童虐待防止やヤングケアラーへの支援について記載しています。第2期計画では、「児童虐待防止の対策の推進」としていましたが、こども大綱等を踏まえ、「ヤングケアラーへの支援」を追加しています。ヤングケアラーの認知度は高いものの、本人や家族に自覚がないことが多いことから、ヤングケアラーを早期に発見するため、学校や医療機関、福祉事業者などによる、適切な支援を提供するための情報連携が必要ですので、施策の方向性に記載の施策を進めていきます。

9ページ目をご覧ください。基本目標2-(2)は、安心して成長できる場や遊びの充実について記載しています。第2期計画では、入所待ち児童の解消、3歳児の教育ニーズの対応のため、認定こども園の整備を中心とした「市立幼稚園・保育のあり方」の取組を進めてきました。今後は、施策の方向性の1番目に記載のとおり、教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な施設整備について検討していきます。

11ページ目をご覧ください。基本目標3-(2)は、こどもの医療の充実について記載しています。こちらは新規項目になります。こどもの医療についての現状と課題、施策の方向性は、子育てに関するアンケートではなく、昨年度策定しました健康づくりプランあしや(第4次芦屋市母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画)の施策等と整合性を図る必要があるため、関係課と調整のうえ、次回の子ども・子育て会議にてお示しさせていただきます。

20ページ目をご覧ください。基本目標5-(1)は、「子育てや教育の経済的負

担を軽減」となっていますが、「子育てや教育の経済的負担の軽減」に修正させていただきます。訂正をお願いいたします。この項目については、アンケート調査の自由意見においても、経済的支援を求める記載が多くございました。今後も施策の方向性に記載のとおり、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施していきます。第4章については以上です。

第5章については、1ページ目をご覧ください。教育・保育提供区域の設定については、第1期、2期計画と同様に中学校区を1つの圏域として、教育、保育施設等の適切な整備を検討します。

3ページ目をご覧ください。教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の圏域の考え方ですが、これまで実施してきた事業、地域子ども・子育て支援事業の13番の考え方に変更はございません。令和4年に児童福祉法改正により、14番から16番までの3つの事業は新たに創設されたものです。①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業は、子育て支援事業に位置付けされていますので、今回の案に掲載していますが、今後の実施については、検討が必要な事業となります。

また、子ども子育て支援法の一部改正により、産後ケア事業が令和7年4月1日施行、だれでも通園制度は、令和8年4月1日に施行です。地域子ども・子育て支援事業として位置づけられますが、国から量の見込みの算出方法が示されておられませんので、示された段階で確保方策を検討いたします。

4ページ目をご覧ください。教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出の考え方については、すでに国から示されている算出方法に基づき、量の見込みを算出します。現在、本市の人口推計を行っており、次回の子ども・子育て会議において、令和7年度から令和11年度までの量の見込み、確保方策、今後の方向性をお示しさせていただきます。

2点訂正がございます。1点目。4ページ目の(1)教育・保育の1号認定の対象者が「専業主婦(夫)家庭」となっていますが、「保護者のどちらか一方が未就労家庭など」に修正します。2点目。27ページ目の利用者支援事業の1行目、「子育て推進課」となっていますが、正しくは「ほいく課」となりますので、訂正をお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

第1章

寺見会長： ありがとうございます。第1章について、ご意見やご質問等があれば、お願いいたします。

第1章の12ページの教育・保育の評価で、ニーズの見込みと実績と提供体制の数値が出ていますが、それをもとにどのように評価するのかということを、本日、皆さまからいただいたご意見を勘案して活かしていただきたいと思います。指標で評価する、ニーズで評価する、指標とニーズの両方で評価するというご意見がありました。最終的な評価の方法をご検討いただきたいと思います。他にご意見等はございませんか。

第2章

寺見会長： では、第2章について、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

大塚委員： 以前から、第2章の構成はこうなっていますので、そのことに不満はありませんが、普通、このような将来計画を策定するときには、目標年度の人口を予測して、

そこから逆算して計画を立てていくのだと思います。そのように考えると、第2章は、現状や過去の状況が書かれているだけで、最後に少しだけ将来の人口についての記載が出てきます。実際のニーズ量等は第5章に書かれているので、よいのかもしれませんが、いかがでしょうか。

寺見会長： 事務局、いかがですか。

事務局三崎： 確かに、第2章の項目に、芦屋市版を載せる、推計を載せることができればよいと考えておりますが、実態の把握のしかた等の課題もありますので、参考情報として、国や大きい県が収集した結果、あるいは総合計画のときには人口推計も入るので、人口の部分は推計したものがあり、載せています。
先ほどのご意見の通りだと思いますので、ご意見としてうけたまわります。

寺見会長： 国勢調査等は、国のデータになります。できるだけ、芦屋市のデータを使えるとよいと思います。市レベルのデータはありますか。

茶嶋委員： これは本市の現状データではないですか。

寺見会長： では、そのように明記してください。私の勘違いでした。

事務局三崎： 訂正させていただきます。国勢調査のときの本市の状態です。

寺見会長： では、タイトルに自信をもって、「芦屋市における年齢の推移」と入れてください。先ほどのご質問については、本市のデータですので、人口推移の予想をたてることは可能ですか。ご検討ください。

事務局三崎： 全体的な人口推計であれば、第2章の1ページ目にありますが、個別の切り口での推計は難しいと考えています。芦屋市で、このような世帯がどのようになっているのかというような推計は難しいということです。

寺見会長： わかりました。ありがとうございました。他にご意見等はございませんか。

第3章

寺見会長： では、資料2-3の表をご覧ください。第3章のこども・若者・未来応援プラン「あしや」施策体系（案）に関して、ご意見等があればお願いいたします。

西川委員： 芦屋市独自の人口推計は難しいということですが、3番の「子育てや教育に関する経済的負担の軽減」とありますが、第2章の「人口数の減少」の数などを見合わせて、「子育て世代が少なくなっている」「こどものいる世帯が少なくなっている」ということがわかっていても、推計ができないために、具体的な軽減策が立ち遅れてしまうと思います。子育てをしていると、他市の給食無償化や交通費無償化という施策がみえてきます。こどもの小学校入学を機に新居を構えるときに、他市に引っ越す方が非常に多くなったように感じています。芦屋市全体で、その部分を支えるようにしないと、今後が不安だと思います。推計ができないということで、出た数字をみたときに、施設の削減等をお考えなのでしょうか。市のご意見をお聞かせ

ください。

事務局三崎： 0歳から何歳までかの人口がどのようになっていくか、こどもが減っていく数などは、総合計画のほうで推計が行われています。それとは別に、個別の支援が必要な世帯が、今後、どのように増減していくのかということは、すべて正確な人口推計は難しいという意味です。

西川委員： 人口推計ができるのであれば、未来の芦屋市では、こどもの数が減るので施設数が減るという話になると思いますが、現行の施設は地域に根付いておりますので、それを守りながら、こどもまんなか社会を実現していこうというお考えであれば、人口を減らさないための具体的な施策をご検討いただきたいと思います。

寺見会長： ありがとうございます。現物支給と現金支給が実現できるようにしていただけるとよいと思います。他にご意見等はございませんか。

では、第3章のライフステージの計画内容について、ご意見等があればお願いいたします。今回は、こどもだけでなく、若者への支援も入ってきています。

第4章

茶嶋委員： 補足します。子ども・子育て支援事業計画と子ども・若者計画を作っていますが、昨年、こども家庭庁が発足したことで、こども大綱ができ、こども計画をつくるようにということになりました。妊娠前から成人期までのこども大綱ができたので、それに沿って行うということだと思います。子ども・子育て会議ですので、対象とするものは、子ども・子育て支援事業計画の部分であり、その部分へのご意見をいただくこととなります。もともとの子ども・若者計画の部分は、教育委員会に青少年問題協議会というものがあり、そこで協議されていました。年齢は12歳から18歳は学齢期ですので、その年齢に関するご意見はいただけます。

第5章

寺見会長： ありがとうございます。制度が変わるとわかりにくい部分があります。第5章と合わせて、ご意見等があればお願いいたします。教育保育については、皆さんが直接的に関わっている部分であり、特に2の地域子ども・子育てについては、新しく、14、15、16が付け加えられています。独立支援の方向に動いていますので、ニーズに合わせた支援を充実させいくことが、全国的な課題になっています。そのような意味で、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ることは、今後、大変重要なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

他にご意見等はございませんか。

浜木委員： 資料2の5の20ページ(3)のショートステイについて、令和5年度は54日ということで、大変増えています。ショートステイは、芦屋市には施設がなく、他市への委託をしているのだと思いますが、1人のこどもがこれだけ長い期間利用したのか、ショートステイを要する家庭が増えたのか、いかがですか。それによって、実施個所を増やすべきなのかどうか、対応が変わると思います。実施個所を増やしたことで、1人のこどもがたらいまわしのようにならるのであれば、実施個所は絞ったほうが望ましいと思います。令和5年度に何人のこどもが利用したのか、実情がわかれば、今後の施策にも影響すると思います。

茶嶋委員： ご質問に関しては、資料１の２ページ３のショートステイのところに、具体的な状況をお示ししています。

寺見会長： ありがとうございます。他にご意見等はございませんか。

山本委員： 私も４月に着任して、勉強中です。いろいろなものを見て、共同しながら進めなければならないと思っています。今回、お示しできていないこども若者計画については、次にはお示しできるようにしていきたいと、今回の会議に参加して思いました。

寺見会長： よろしく願いいたします。幼児教育、保育の関係の方から、ご意見等があればお願いいたします。

泉委員： 資料をみて、いろいろ思うところはあります。現場としては、こどもが減っていることを強く感じています。私どもの幼稚園は、精道区域にありますが、この数年で受け入れ施設がとて増えている現状、こどもが減っている現状で、来年度の募集の時期になりますが、この数年は頭を悩ませています。行政の事業も種類が増えており、保護者の方がよく知っておられる場合も増えており、現場の対応が遅れるということもあります。私どもが勉強不足だということもありますが、わかりにくいことも多いように思います。行政からの情報提供をしていただきながら、積極的に、在園保護者の家庭のためにアンテナを張っていかなければならないと考えております。

寺見会長： ありがとうございます。地域の子育て支援に関わっておられる方からのご意見はいかがですか。

巽委員： 公立幼稚園は、園児数が激減していますので、施設を地域の方にたくさん使っていただきたいと考えております。この夏休みも、週に２回ずつの園庭開放、室内開放、プール開放を、計６回行い、小学生にもプールを利用いただいています。地域の皆さまに、たくさん楽しんでもらえるように努力しております。数ではなく、質の部分で、Ｂという評価は残念に思います。それぞれが努力して、向上しているつもりです。過去にしていなかった取組も新たに始めておりますので、その部分を評価していただけたとうれしく思います。

寺見会長： ありがとうございます。以上で、本日の審議を終了いたします。多くのご意見をいただき、ありがとうございました。

事務局中川： 本日は、限られた時間の中で、多くのご意見をいただき、ありがとうございました。次回の会議は、１０月８日１０：００から１１：３０、場所は本日と同じ、芦屋市役所分庁舎２階大会議室を予定しております。詳細は後日ご案内いたします。

寺見会長： 以上で、令和６年度第１回芦屋市子ども・子育て会議を閉会いたします。

<閉会>